

ID: 56

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	助成金の決定		
例規名 根拠条項	長門市高等学校生徒の通学費の助成に関する条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第83号		
【根拠条文】 (助成金の決定) 第4条 助成金の交付を受けようとする保護者は、市長に申請し、その交付の決定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (受給資格) 第2条 通学運賃の助成を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校(以下「高等学校」という。)に通学する生徒(以下「生徒」という。)を扶養している者(以下「保護者」という。) (3) 市税を滞納していない者 2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童についての受給資格は、有しない。 (1) 市内に住所を有しないとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。 (4) 満18歳に達した日以後最初の3月31日を越えて高等学校に在籍したとき。 (助成金) 第3条 前条に規定する受給資格を有する者に助成する額(以下「助成金」という。)は、生徒がその者の住所と就学している高等学校との間を往復するための交通機関の利用に要する通学運賃のうち、規則で定める額とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	平成31年4月1日